

BRITANNIA LOSS PREVENTION

BC GUIDANCE

2025年8月号

IMSBC コード

当クラブのロスプリベンションチームには、国際海上固体ばら積み貨物(IMSBC)コードの要件を満たすために、多種多様なばら積み貨物の船積み時に必要な対応について、定期的に問い合わせが寄せられています。

荷送人は、指定された貨物の安全な船積み、積付、および輸送の準備を行うために必要な情報を、あらかじめ船長(またはその代理人)に十分に提供する責任があります。IMSBCコード第4.2.2節には、荷送人が提供すべき情報の内容が定められており、これらの情報は第4.2.3節に例示される様式の宣誓文とともに提出する必要があります。提供すべき情報の中で最も重要といえるのが、「ばら積み貨物運送品目名」(BCSN)です。

BCSNが示されれば、通常は、附録1で輸送対象となる貨物に該当する個別スケジュールを特定し、安全な輸送のための要件を満たすことができるかどうかを確認する手順となります。なお、ばら積み貨物を輸送する船舶では、船級協会から、輸送可能な貨物のBCSNおよび必要な追加条件を明示した適合証書(Statement of Compliance)などを取得しておくことも一般的です。

しかし、提供された貨物の名称がIMSBCコードの個別スケジュールに記載されたBCSNのいずれとも一致しない場合は、対応が困難です。このような場合には、IMSBCコードに記載された個別スケジュールをそのまま使用することはできず、輸送予定貨物の安全性を確認するために別の方法で対応する必要があります。

この安全性の確認には、簡易的なチェックを行うことも可能です。

同義語の確認

指定されたBCSNが附録1に記載されていない場合は、附録4に同じ品目名の記載がないかを確認します。場合によっては、同義語が使用されていることがあるためです。一例として、「Chrome Ore(クロム鉱石)」と申告された貨物は、BCSNのうち「CHROMITE ORE(クロマイト鉱石)」の個別スケジュールを参照できます。この確認を行うことで、船長および船員は、船積み前に貨物の特性を十分に理解するための正確な情報を得ることができます。得られた情報をもとに、適切な積付および安全な輸送に必要な予防措置を確実に講じることができます。しかし、それでもIMSBCコード第4.1.3節および第4.2節の要件を満たすことにはなりません。このような場合には、荷送人に確認を求め、最終的には同義語ではなく正確なBCSNを貨物申告書に記載するようにします。また、輸送予定貨物について、個別スケジュールに記載されている貨物の説明や特性と照合するようにします。明らかに相違がある場合は、対応方法について当クラブにご相談ください。

グループの確認

一部のBCSNは、単一の個別スケジュール内にグループ化されています。代表的な例として、「鉱物精鉱」があります。この個別スケジュールには、25種類の異なるBCSNについて必要な情報がまとめられています。

使用言語の確認

BCSNが、想定とは異なる言語で記載されている場合があります。附録5には、英語・フランス語・スペイン語によるBCSNが掲載されています。

しかし、貨物の名称がIMSBCコードに記載されているいずれのBCSNにも明確に該当しない場合は、第1.3節「本コードに記述されていない貨物」に定められた個別の手続きに従う必要があります。

まず、荷送人は、貨物の特性や性質に関する必要な情報を、荷積み港の主管庁に提出しなければなりません。荷積み港の主管庁は、当該貨物が安全に海上輸送できるかどうかを評価します。

次の段階では、その貨物が種別Aまたは種別Bに分類されるおそれのある危険特性を有すると評価されるかどうかによって、手続きが異なります。

種別A: 水分を原因とする危険を有し、運送許容水分値を超える水分を含んだ状態で輸送した場合に液状化または動的分離が発生するおそれのある貨物

種別B: 船上において危険な状況となり得る化学的危険性を有する貨物

種別C: 種別Aおよび種別B以外の貨物

貨物が種別Aまたは種別Bに分類されるおそれがある場合には、「3カ国合意」を得る必要があります。これは、貨物の詳細および評価結果を、荷揚げ港の主管庁と旗国に共有することを意味します。そして、荷積み港の主管庁を加えた3カ国の主管庁で協議し、安全な輸送を行うために順守すべき条件に合意します。

荷積み港の主管庁の評価によって当該貨物が種別Cの基準を満たすと判断された場合は、そのまま輸送が承認されます。この承認内容は、荷揚げ港の主管庁と旗国にも通知します。

評価結果にかかわらず、輸送が承認された場合、荷積み港の主管庁は船長に、IMSBCコード第1.3.2節で規定される情報を記載した証明書を交付しなければなりません。

BIMCO(ボルチック国際海運協議会)では、このようなケースを含む手順ガイドを作成しており、[こちら](#)から参照可能です。

最新の主管当局一覧は、IMO(国際海事機関)の[GISIS](#)(グローバル統合海運情報システム)で確認できます。前述の状況に直面した場合は、参照することをお勧めします。

荷送人から提供される貨物情報が不十分な場合は、追加の指示や説明があるまで船積みしないことをお勧めします。

貨物がIMSBCコードに記載されていないことが判明した場合には、細心の注意を払い、同コード第1.3節に規定された手順に従う必要があります。

詳細

本件についてご不明な点がありましたら、ロスプリベンション部門までお問い合わせください：
lossprevention@tindallriley.com.

免責事項

本レポートは、THE BRITANNIA STEAM SHIP INSURANCE ASSOCIATION EUROPE(クラブ)が発行したものです。

執筆時点での情報の正確性には万全を期していますが、これらの情報の完全性または正確性についてはいかなる責任も負いません。本レポートの内容は法的助言ではないため、個別の問題に関して具体的な助言が必要な場合は、必ずクラブにご連絡ください。

(翻訳)ブリタニヤ・ヨーロッパ日本支店

こちらは英文の日本語訳です。日本語訳と英文の間に齟齬がある場合は英文の内容を優先くださるようお願い申し上げます。